

IPS 新規・変更 利用申込書

IPSC 御中

貴社の提供する IPS (ASP) に係わるサービス契約約款を受領・承認の上、以下の通り申込みます。

※・・・必須入力項目です。

お申込日 年 月 日

■契約法人		社 印
フリガナ (※)	法人名 (※)	
フリガナ (※)		
代表者名 (役職名) (※)		
■お申込み責任者		
フリガナ (※)		
担当者名 (※)		
役職名		
部署名	e-mail (※)	@
所在地 (※) 〒		
TEL (※)		FAX (※)
■請求書送付先 (契約法人、お申込み責任者と異なる場合に記入してください。)		
フリガナ	フリガナ	
法人名	担当者名	
部署名	役職名	
所在地〒		
TEL		FAX
■担当者 (お申込み責任者と異なる場合に記入してください。)		
法人名	担当者名	
部署名	役職名	
所在地〒		
TEL		FAX
■緊急連絡先 (携帯電話番号でも結構です) (※)		
■ご連絡先メールアドレス (※)		@
※次ページ「システム初期設定項目」をご記入下さい。		

【システム初期設定項目】

■ サイト ID（変更不可）（※必須入力）英字始まり半角英数字で 3 文字以上 20 文字以内

■ ログイン ID（変更可）英字始まり半角英数字で 3 文字以上 20 文字以内

■ ログインパスワード（変更可）英字始まり半角英数字で 3 文字以上 20 文字以内

■ 送信元メールアドレス（変更可）

- ログイン ID、パスワードは初回にサイト情報をお渡しする際に必要になります。
未記入の場合は、任意に設定させていただきます。
※サイト ID・・・iPS にログインする際、全スタッフ（社員）共通で使用する ID です。

※御社押印をもって、約款を承諾したものと致します

■ 利用申込書送付先

下記 FAX に「申込書」と「システム初期設定項目」をお送り下さい。

株式会社ウェブインパクト

Fax:03-3526-6355

iPS 担当：宮脇

IPS 利用に関する約款

IPSC

第 1 章 総則

第 1 条 (利用約款の適用)

IPSC (以下、「当社」といいます。) は、IPS 利用に関する約款 (以下、「利用約款」といいます。) を定め、この利用約款に基づき IPS (以下、「本サービス」といいます。) を提供します。

2 契約者は利用約款を遵守して、本サービスを受けるものとします。

第 2 条 (利用約款の変更)

当社は、この利用約款を変更することがあります。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の利用約款によります。

2 利用約款の変更にあたっては、当社は当該変更の対象となる契約者に対しその内容を告知あるいは通知するものとします。

ただし、この告知あるいは通知が到達しない場合であっても、変更後の利用約款が適用されるものとします。

第 3 条 (サービスの提供区域)

本サービスの提供区域は日本国内とします。

第 4 条 (サービスのコース)

当社が提供する本サービスは下記のものになります。

コース	内容
請求書支払い	当社が送付する請求書によって料金を支払います。

第 5 条 (サービスの終了)

当社は、本サービスの一部または全部を終了することがあります。

2 本サービスの一部または全部を終了するときは、終了する 1 か月前までにその旨を通知あるいは告知します。

第 2 章 契約

第 6 条 (契約の単位)

契約者が複数の本サービスを申し込む場合には、個々にサービス利用契約を締結するものとします。

2 当社は、本約款の他必要に応じて特約を定めることがあります。この場合、契約者は本約款とともに特約を遵守するものとします。

第 7 条 (契約期間)

本サービスの契約期間は第 11 条 (契約の成立) 第 1 項に定める利用開始日から起算して、6 か月以上とします。

第 8 条 (サービスの提供条件)

当社は利用契約ごとに 1 つのサイト ID を定めます。

第 9 条 (権利の譲渡等の制限)

本サービスの提供を受ける権利等利用契約上の権利を、当社の承認なく、他に譲渡、貸与、質入れ等の行為をすることができません。

第 10 条 (契約申込)

利用契約の申込 (以下「利用申込」といいます。) をしようとする方は、利用約款を承諾のうえ、当社が定める利用申込方法によりお申し込みいただきます。

2 請求書支払いは、当社所定の契約申込書を提出することによって申し込むものとします。

3 契約の申込において、別に当社が定める本人確認資料等を提出していただくことがあります。

4 利用申込書その他当社に提出いただく資料に、個人情報に記載する場合には、当社に個人情報を提供することについて、本人に同意を得た上で記載するものとします。

5 契約者は、本サービスの提供に必要な範囲において、当社が委託先等に契約者の情報を提供することを承諾するものとします。

第 11 条 (契約の成立)

当社が利用申込書を承諾した場合は、利用開始日を記載したメールか書面により通知します。利用契約はこの利用開始日に成立します。

2 契約申込に係る本サービスの提供は、原則として申込を受け付けた順に行います。ただし、事情によりその順序を変更することがあります。

3 当社は、次の場合にはサービス利用の申込を承諾しないことがあります。

(1) 本サービスの申込をした者が第 24 条 (提供停止) 第 1 項各号のいずれかに該当するとき

(2) 本サービスの申込をした者が過去において第 24 条 (提供停止) 第 1 項各号のいずれかに該当したとき、または、当社の提供する他のサービスにおいて同様の行為を行ったことがあるとき

(3) 契約申込書に虚偽の事実を記載したとき

(4) 申込者が未成年であって保護者の同意を得ていないとき

(5) 前各号のほか、当社の業務遂行上支障があるとき

4 当社が申込を承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。

第 12 条 (サービス内容の変更)

契約者が、本サービス内容の変更を希望する場合は、当社が別途定める方法により変更を申込みものとします。

2 前項の申込を承諾した場合は、当社は契約者に対しその旨を通知します。

3 第 1 項の申込があった場合に、技術的に困難であるなど当社の業務遂行上支障があるときは、当社は申込を承諾しないことがあります。この場合は契約者にその旨を通知します。

第 13 条 (契約者の名称等の変更)

契約者は、以下の各号に変更があったときは、そのことをすみやかに当社に届け出るものとします。

(1) 氏名または名称

(2) 住所または居所

(3) 当社に届け出た請求書送付先に関する事項

(4) 連絡先電話番号、電子メールアドレス

2 前項の届け出があったときは、当社はその届け出のあった事実を証明する書類を提出していただくことがあります。

第 14 条 (契約者の地位の承継)

契約者である個人が死亡したとき利用契約は終了します。

2 契約者である法人が合併または会社分割、営業譲渡などにより契約者の地位の承継があった場合には、契約者はその旨をただちに当社に書面で通知するものとします。

当社が承継を承諾しない場合、当社はその通知受領後 1 ヶ月以内に、当該承継法人に書面により通知をして利用契約を解除することができるものとします。

当社が解除しなかった場合、承継した法人は利用契約に基づく一切の債務を承継するものとします。

第 15 条 (契約者が行う利用契約の解除)

契約者は、利用契約を解除するときは、当社に対し解除の日の 30 日前までに解除の旨及び解除するサービスなどを当社が別途定める書面により通知するものとします。

この場合において、通知があった日から当該通知において解除の日とされた日までの期間が 30 日未満であるときは、解除の効力は当該通知があった日の翌月末日に生じるものとします。

第 16 条 (当社が行う利用契約の解除)

当社は、次に掲げる事由があるときは、利用契約を解除することができるものとします。

(1)第 24 条 (提供停止) 第 1 項に基づき当社が本サービスの提供を停止した場合、停止の日から 14 日以内に停止の原因となった事由が解消されないとき

(2)第 24 条 (提供停止) 第 1 項各号のいずれかの事由があり、本サービスの提供に著しく支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

(3)利用契約上の債務の履行を怠ると考えられる明白な理由があるとき

(4)契約者と料金支払者が異なる場合において、料金支払者より、料金の支払停止の通告があり、契約者がそれに替わる料金支払方法を、当社の定める期間内に届け出ないとき

(5)当社が提供する他のサービスにおいて、利用約款違反により契約を解除されたとき

2 前項の規定により利用契約を解除するときは、当社は契約者に対しその旨を通知します。

第 3 章 契約者の義務

第 17 条 (ソフトウェア等の管理)

契約者は本サービスの提供に関し、当社が契約者に提供するソフトウェアについて、以下の条件を守るものとします。

(1)契約者は、ソフトウェアを第三者に対し貸与、譲渡、使用許諾その他の処分をしないこと

(2)ソフトウェアを善良な管理者の注意をもって管理すること

(3)ソフトウェアの利用に関し、第 34 条 (ソフトウェアの著作権等) の規定を遵守すること

2 前項の規定に違反して機器またはソフトウェアを亡失または毀損した場合は、当社のオペレータまたは当社が指定する者が当該機器またはソフトウェアを復活または修理するものとし、その費用は契約者が負担するものとします。

第 18 条 (アカウントの管理)

契約者は本サービスにて提供されるアカウントを厳重に管理するものとし、これらの不正使用により当社あるいは第三者に損害を与えることのないように万全の配慮を講じるものとします。

また、契約者は不正使用に起因するすべての損害について責任を負うものとします。

2 契約者は、アカウントが第三者によって不正に使用されたことが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するものとします。

3 当社は、アカウントの漏洩、不正使用などから生じたいかなる損害についても、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

第 19 条 (必要情報の提供)

契約者は、本サービス利用のために当社に提供した全ての情報を正確かつ最新のものに保つものとします。

第 20 条 (電子メールによる応答義務)

契約者は、常に当社からの電子メールが、契約者が届け出た連絡先電子メールアドレスに確実に到達しうるようにし、当社から依頼のあった場合には、それに対して遅滞なく応答をおこなうこととします。

2 当社は、契約者に対し、有益と思われるサービスや、ビジネスパートナーの商品・サービス等の情報を電子メールで送信する場合があります。

第 21 条 (禁止行為)

契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 法令に違反する、またはそのおそれのある行為、あるいはそれに類似する行為。
- (2) 当社あるいは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉、信用、プライバシー等の人格的権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
- (3) 個人情報その他第三者に関する情報を偽りその他不正な手段を用い収集、取得する行為、あるいはそれに類似する行為
- (4) 個人情報を本人の同意なく違法に第三者に開示、提供する行為、またはそれに類似する行為
- (5) 当社あるいは第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
- (6) 当社あるいは第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
- (7) 犯罪行為、犯罪行為をそそのかしたり容易にさせる行為、またはそれらのおそれのある行為。
- (8) 虚偽の情報を意図的に提供する行為、あるいはそれに類似する行為。
- (9) 公職選挙法に違反する行為、またはそのおそれのある行為。
- (10) 無限連鎖講(「ねずみ講」)あるいはそれに類似する行為、またはこれを勧誘する行為。
- (11) わいせつ、児童売春、児童ポルノ、児童虐待にあたるコンテンツを発信する行為、および児童の保護等に関する法律に違反する行為、あるいはそれに類似する行為。
- (12) 風俗営業等の規制及び適正化に関する法律(以下、「風営適正化法」といいます。)が規定する映像送信型性風俗特殊営業、あるいはそれに類似する行為。
- (13) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(以下、「出会い系サイト規制法」といいます。)が規定するインターネット異性紹介事業、あるいはそれに類似する行為。
- (14) 当社の本サービスの提供を妨害する行為、あるいはそのおそれのある行為。
- (15) 第三者の通信に支障を与える方法あるいは態様において本サービスを利用する行為、あるいはそのおそれのある行為。
- (16) 当社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に不正にアクセスする行為、クラッキング行為、アタック行為、および当社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に支障を与える方法あるいは態様において本サービスを利用する行為、およびそれらの行為を促進する情報掲載等の行為、あるいはそれに類似する行為。
- (17) 無断で第三者に広告、宣伝もしくは勧誘の電子メール(特定電子メールを含むがそれに限定されな

い)を送信する行為。

または第三者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのある電子メール（「嫌がらせメール」、「迷惑メール」）を送信する行為、およびそれに類似する行為。

(18)コンピュータウイルス等他人の業務を妨害するあるいはそのおそれのあるコンピュータ・プログラムを本サービスを利用して使用したり、第三者に提供する行為、あるいはそのおそれのある行為。

(19)本サービスからアクセス可能な第三者の情報を改竄し、または消去する行為。

(20)他人の ID あるいはパスワードを不正に使用する行為、あるいはそれに類似する行為。

(21)本ソフトウェアを、リバースエンジニアリング、逆アセンブルまたは逆コンパイル、修正、改変、模倣する行為。又は第三者に前述のことをさせる行為。

(22)その他、他人の法的利益を侵害したり、公序良俗に反する方法あるいは態様において本サービスを利用する行為。

2 前項に規定する行為には、当該行為を行っているサイトへリンクを張る等、当該行為を誘引する、または結果として同等となる行為を含みます。

3 第1項第12号および第13号については、風営適正化法または出会い系サイト規制法の定めに従い、適正に事業運営されていることを、当社が確認できたものについては、第1項の規定適用から除外し、特別に本サービスの利用を認める場合があります。ただし、その後、第1項で定める禁止行為を行った場合や不適正な事業運営であると当社が判断した場合は、第24条（提供停止）に定めるサービスの提供の停止を含む措置を行うことがあります。

4 契約者が第1項で規定する禁止行為に該当する行為を行っているとして当社で判断した場合、当社は、第24条（提供停止）に定める措置を行うほかに、契約者の違反行為に対しての苦情対応に要した稼働等の費用、および当社が契約者の違反行為により被る損害費用等を契約者に請求することがあります。

第4章 提供中止及び提供停止

第22条 （非常事態時の利用の制限）

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、本サービスを制限する措置を採ることがあります。

第23条 （提供中止）

当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することができるものとします。

(1)当社の設備の保守または工事のためやむを得ないとき

(2)当社の設備の障害等やむを得ないとき

(3)第22条（非常事態時の利用の制限）に基づき本サービスの利用の制限を行うとき

2 本サービスの提供を中止するときは、当社は契約者に対し、その旨とサービス提供中止の期間を事前に通知します。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。なお、これにより契約者に損害が発生した場合当社は一切の責任を負いません。

第24条 （提供停止）

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの提供を停止することができるものとします。

(1)利用契約上の債務を履行しなかったとき

(2)第3章に定める契約者の義務に違反したとき

(3)当社が提供するサービスの利用に関し、直接又は間接に当社又は第三者に対し過大な負荷または重大な支障（設備やデータ等の損壊を含むがそれに限定されない）を与えたとき

(4)特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律に関する申告があり、その申告が妥当であると当社が判断する相当の理由があるとき

(5)契約者と料金支払者が異なる場合において、料金支払者より、料金の支払停止の通告があり、契約者がそれに替わる料金支払方法を、当社の定める期間内に届け出ない場合

(6)当社が提供する他のサービスにおいて、利用約款違反により契約を解除されたとき

(7)その他、当社が不適切と判断するとき

2 当社は契約者に通知することなく、前項の規定により本サービス全部もしくは一部の提供を停止、あるいは停止のために必要な措置をとることができるものとします。これにより契約者に損害が発生した場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

第5章 料金等

第25条 （料金等）

本サービスの料金は、料金表のとおりとします。

第26条 （料金等の支払義務）

契約者は、第25条（料金等）の料金を支払う義務を負います。

2 第24条（提供停止）の規定により本サービスの提供が停止された場合であっても本サービスの料金の算出については、当該サービスの提供があったものとして取り扱います。また、当社は既に支払われた本サービスの料金等を一切払い戻す義務を負わないものとします。

3 第11条（契約の成立）4項の規定により、当社が契約の承諾を取り消した場合であっても、当社は利用申込者に対して契約が成立した場合と同額の損害金を請求します。損害金の請求の手続は料金等の請求の手続と同様とします。

4 契約者の申請を当社が承諾し、本約款に定める範囲外の作業を行った場合、契約者は当社の請求する特別料金を支払うものとします。当社は当該作業について特別料金が必要となる場合、契約者に対してその旨を事前に通知します。

第27条 （料金等の計算方法）

料金については、以下の各号の場合を除き、毎月、暦月に従って計算する料金の額とします。

(1)初期料金は、利用開始前に支払うものとする。

(2)月額料金は、当該月の1日から末日までを1ヶ月分として計算致します。

(3)利用開始月の料金の額は、1ヶ月分の月額料金とします。

(4)契約の解除（契約期間を経過する前に解除があった場合を除きます。）の日は当該月末日となり、当該月の料金の額は、当該月の末日までの月額料金の額とします。

2 契約期間が経過する前に利用契約が終了したとき、契約期間に対応する本サービスに係る料金の全額を、契約解除の日から1週間以内に一括して支払うものとします。

第28条 （料金等の支払方法）

請求書支払い契約者は、当社が指定する期日、方法を記載した請求書または口座振替により料金を支払

うものとしします。

2 契約者と金融機関等の間で紛争が発生した場合は、当該当事者双方で解決するものとし、当社には一切の責任がないものとしします。

第 29 条 (割増金)

料金等の支払いを不法に免れた契約者は、その免れた額に加え、その免れた額と同額を割増金として当社が指定する期日までに支払うこととしします。

第 30 条 (延滞損害金)

契約者が、料金その他の債務について支払い期日を経過してもなお支払いがない場合、当該契約者は支払い期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を、延滞損害金として当社が指定する期日までに支払うこととしします。

第 31 条 (割増金等の支払方法)

第 29 条 (割増金) 及び第 30 条 (延滞損害金) の支払いについては、当社が指定する方法により支払うものとしします。

第 32 条 (消費税)

契約者が当社に対し本サービスに係わる債務を支払う場合において、消費税法(平成 6 年法律第 109 号)及び同法に関する法令の規定により当該支払いについて消費税及び地方消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は当社に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税及び地方消費税相当額を併せて支払うものとしします。

第 33 条 (端数処理)

当社は料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第 6 章 データ・ソフトウェア等の取り扱い

第 34 条 (ソフトウェアの著作権等)

契約者に提供されるソフトウェア及びその他の各種情報(以下、「ソフトウェア等」といいます。)については、その著作権、ノウハウ等の知的所有権のすべてを当社または当社にこれらの情報の利用を許諾した第三者が所有します。

2 契約者は、ソフトウェア等を本サービス利用の目的にのみ利用することができ、これ以外の目的での利用はできません。

第 35 条 (データ等の取り扱い)

本サービスにおける当社のサーバのデータが、滅失、毀損、漏洩、その他本来の利用目的以外に使用されたとしても、その結果発生する直接あるいは間接の損害について、当社はいかなる責任も負わないものとしします。

第 36 条 (データのバックアップ)

本サービスにおいて、当社はサーバ設備の故障又は停止等の復旧に対応するため、契約ディレクトリ内のデータを複写することがあります。

第 37 条 (データ・ソフトウェア等の消去)

当社は、契約者の登録した情報等又は契約者の管理する情報等が、当社の定める所定の基準を超えた場合又は、第 24 条（提供停止）各号のいずれかに該当するときは、契約者に対し、何らの通知なく、現に蓄積している情報を削除し、又は情報の転送もしくは配送を停止することがあります。

2 当社は、前項に基づく情報等の削除又は転送もしくは配送の停止に関し、いかなる責任も負いません。

第 38 条 （解約時のデータ・ソフトウェア等）

第 15 条（契約者が行う利用契約の解除）または第 16 条（当社が行う利用契約の解除）により、サービスを解除された場合、サーバ内のデータ、ソフトウェア等を削除します。これによる契約者の直接あるいは間接の損失、損害等に対して、当社はいかなる責任も負わないものとします。

第 7 章 損害賠償

第 39 条 （免責）

当社は契約者、その他いかなる者に対しても本サービスを利用した結果について、本サービスの提供に必要な設備の不具合・故障、その他の本来の利用目的以外に使用されたことによってその結果発生する直接あるいは間接の損害について、法律上の責任並びに明示または黙示の保証責任を問わず、いかなる責任も負わないものとします。また、本契約の定めに従って当社が行った行為の結果についても、原因の如何を問わずいかなる責任も負わないものとします。ただし、当社に故意または重大な過失があった場合には、本条は適用しません。

第 8 章 雑則

第 40 条 （契約者の自己負担）

本サービスの利用に関連して、契約者が他の契約者もしくは第三者に対して損害を与えた場合、または契約者が他の契約者もしくは第三者と紛争を生じた場合、契約者は自己の費用と責任で解決するものとし、当社に何らの迷惑または損害を与えないものとします。

第 41 条 （守秘義務）

契約者及び当社は本契約に関連し、知り得た相手方の技術上・営業上またはその他の業務上の機密情報を相手方の文書による承諾なしに、第三者に開示または漏洩してはならないものとします。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではないものとします。

- (1)知り得た時点で既に公知・公用となっている場合
- (2)知り得た後、自己の責によらず公知・公用となっている場合
- (3)知り得た時点で既に取得済みの場合
- (4)自ら独自に開発した場合
- (5)正当な権限を有する第三者から機密保持義務を課せられることなく正当に取得した場合
- (6)法令または権限のある公的機関の要請により開示または提供が求められた場合
- (7)契約者に対し本契約に基づく義務の履行を請求する場合

(8)本サービスに起因して紛争または損害賠償請求が発生した場合

(9)その他、本サービスの運営上必要がある場合

第 42 条 (残存条項)

第 41 条 (守秘義務) については、本契約終了の後も効力を有するものとします。

第 43 条 (第三者への委託)

契約者は、当社が本サービスを提供するにあたり、本サービスの全部または一部を当社の指定する第三者に委託することを了承するものとします。

第 44 条 (管轄裁判所)

契約者と当社との間で本サービスの利用に関連して紛争が生じた場合は、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 45 条 (準拠法)

本契約の解釈・適用・履行については、特段の定めがない限り、日本法を適用します。

付則

この利用約款は、2009 年 12 月 15 日から実施します。

IPS 料金表

1. サービス料

月額使用料金

アカウント管理料金 3,000 円 (税別)

1 名ご利用につき 50 円 (税別)